特定教育・保育施設に通っている保護者向け

日用品・文房具等の購入、行事参加に係る費用が給付される

補足給付事業の手続きについて



保育所（園）や幼稚園などでかかった日用品・文房具の購入費用や行事に参加するに当たってかかった費用を給付する「実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付事業」という制度があります。

対象経費

◎**日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用**

（例：連絡帳、名札、赤白帽子などの代金）

※食材料費、保護者会費などは除きます。

◎**行事への参加に要する費用**

（例：遠足のバス代、遠足の施設入場料など）

給付限度額

◎月額２，８００円

対象者

保育所（園）、認定こども園、子ども・子育て支援新制度幼稚園、小規模保育事業を利用していて、**以下の条件に当てはまる方**

◎**生活保護**を受けている方

◎**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律**による支援給付受給世帯の方

◎申請方法について

１．**通っている施設へ日用品や文房具の費用、行事参加費等の費用を一旦支払い、**施設から**「実費徴収に係る領収書（補足給付事業関係費用）」**を受け取ります。

２．子ども福祉課に**「岩沼市実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付請求書」**を提出します。提出時には、施設から受け取った**「実費徴収に係る領収書（補足給付事業関係費用）」**を添付してください。なお、請求書の受付期間は下表のとおりです。

「岩沼市実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付請求書」の様式は、通っている施設や子ども福祉課に用意してあります。

対象	請求書の受付期間
１～３月分	４月１日～４月２０日
４～８月分	９月１日～９月２０日
９～１２月分	翌年４月１日～４月２０日

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係

電話 0223-23-0826